

静岡市内で運営しているベビーシッターです。(令和7年3月20日現在、届出をしている事業所です)

	事業所名	企業主導型 割引対象	申し込み	連絡先 (電話)	事業 開始日	送迎の 有無	家事 支援	出張サ ービス
葵 区	キッズライン(福井 麻衣)	◆	アプリ		R3.9.3	○	×	○
	キズナシッター(大石 光恵)	◆	アプリ	090-9175-5171	R5.9.1	車以外で	×	○
	キッズライン(神田 麻依子)	◆	アプリ	090-7308-1209	R6.3.11	○	×	要相談
	うららかな(キズナシッター)	◆	アプリ		R6.5.15	車以外で		○
	キッズライン(藤岡 薫)		アプリ		R6.6.2		○	
	キッズライン(森田 郁美)	◆	アプリ	080-2717-0830	R6.8.20		○	
	ベビー&キッズシッター YUKO(キズナシッター)	◆	アプリ		R6.10.4			
	キッズライン(新田 夏希)		アプリ	080-1551-5826	R7.2.5			
駿 河 区	ルシエンテ (事業所)		電話等	080-3939-7805	H24.4.1	○	×	○
	こそだて支援グループらうは (事業所)		電話等	090-3564-4943	H28.10.27	○	×	○
	NPO 法人 実こころ (事業所)		電話等	090-3445-7143	R2.4.1	○	○	○
	Lino baby&kidssitter(キッズライン・キズナシッター)	◆	アプリ	070-1620-7120	R3.7.21	○	○	○
	Kids.hanahana(大石 清子)		インスタ	090-1758-2710	R5.6.8	○	要相談	○
	Baby & Kids Sitter Lana(野中 絵理)		インスタ	090-1419-2719	R5.7.23	○	食事以外	○
	キズナシッター(大石 くるみ)	◆	アプリ	090-8470-2316	R5.8.29	車以外で	×	○
	ベビーシッター「まんまる」(本山 彩葉)キッズライン・キズナシッター	◆	アプリ/インスタ	090-1566-8641	R5.3.14	○	×	○
	しゃらんら(ポピンズ・アイマム)	◆	アプリ/電話	090-2921-6292	R7.4.1	○	食事以外	○
	キッズライン(池ヶ谷佳奈)		アプリ		R7.2.26	車以外で	×	要相談
清 水 区	キッズライン(上牧 清美)	◆	アプリ	080-7004-2530	R2.12.2	×	×	○
	キッズライン(溝口 未来)		アプリ		R7.2.18	○		○

※(事業所)は、複数の保育従事者を雇用している事業所です。その他の方は個人で運営している方です。

※料金、保育提供可能時間、病児保育の実施の有無等は各 HP にてご確認ください。

※キッズライン、キズナシッター等はマッチングアプリを使って運営しています。各 HP にベビーシッターのプロフィール、利用料金、利用可能時間が掲載されています。申し込みは各 HP より会員登録を行い、ベビーシッターを探して申し込んでください。

※送迎の有無については、徒歩、公共交通機関、タクシー等を利用される方もいらっしゃいますので、各ベビーシッターにご確認ください。

※企業主導型割引券については、次のページを参考にしてください。



企業主導型ベビーシッター利用支援事業について

(ベビーシッター割引券)



ベビーシッター派遣事業は、多様な働き方をしている労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その利用料金の一部または全部を助成することにより、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図ることを目的としています。

事業は、公益社団法人全国保育サービス協会が実施しています。

具体的に、協会が企業等の事業主と連携して、事業主に雇用される労働者がベビーシッター派遣サービスを利用した場合に、その労働者が支払う料金の一部または全部を助成する事業です。

労働者は1日対象児童1人につき2枚まで使用できます。＊対象となるお子さんは、乳幼児から小学校3年生までです。



仕事等の理由でベビーシッターを利用する場合、**ベビーシッター割引券**を使用することができます。

ベビーシッター割引券は、1枚2,200円で、労働者がベビーシッターを利用した際、児童1人につき、1日4,400円（割引券2,200円分×2枚）まで使用することができます。

ベビーシッター割引券を利用するためには、事前に事業主である企業が公益社団法人全国保育サービス協会に申請の手続きを行う必要があります。割引券は1枚2,200円で企業の負担額は労働者が1,000人未満の事業主は70円、労働者が1,000人以上の事業主は180円です。企業から労働者に交付をしてください。

詳しくは

公益社団法人全国保育サービス協会（ACSA）でご確認ください。
ホームページにベビーシッター派遣事業実施要綱・約款が掲載されています。

